

熊本県環境影響評価条例施行規則の改正に係る 県政パブリック・コメント手続きについて

環境影響評価（環境アセスメント）とは、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、よりよい事業計画を作り上げていく制度です。

県では、こうした環境影響評価の一連の手続きと仕組みについて、熊本県環境影響評価条例を定め、平成13年度から施行しています。

こうした中、令和元年（2019年）7月に環境影響評価法施行令が改正され、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象として、新たに「太陽電池発電所の設置の工事業」が追加されることとなりました。

県においても、より一層の環境配慮を目的に、熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象として「太陽電池発電所の設置の工事業」を追加すべく、熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する検討を進めています。

つきましては、この熊本県環境影響評価条例施行規則改正案について、広く県民の皆様から御意見をいただくため、下記の要領で県政パブリック・コメント手続きを実施します。

記

1. 御意見募集の対象

熊本県環境影響評価条例施行規則の改正について

※参考資料：現行条文

2. 御意見募集の期間

令和2年（2020年）2月12日（水）～3月12日（木）（必着）

3. 案の掲載（閲覧）場所

- (1) 熊本県ホームページ (<https://www.pref.kumamoto.jp>)
 - ・「熊本県ホームページ」の「県の紹介・県政」→「パブリックコメント・アンケート」の「パブリックコメント」コーナーをクリックしてください。
- (2) 熊本県環境生活部環境局環境保全課（行政棟新館5階）
情報プラザ（行政棟本館1階）
- (3) 各広域本部地域振興局総務（振興）課（県内10箇所）
- (4) くまもと県民交流館パレア（テトリア熊本ビル9階）
- (5) 熊本県立美術館本館及び分館

- (6) 熊本県立図書館
- (7) 公立大学法人熊本県立大学本部棟

4. 御意見の提出方法

御意見については、住所、氏名（団体としての御意見であれば団体名）及び電話番号等をお書き添えいただき、以下の方法でお送りください（様式は問いません。）。

なお、電話や口頭による意見の提出は受け付けできかねますので、御了解願います。

(1) 電子メールの場合

メールアドレス kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp

(2) ファックスの場合

FAX番号 096-387-7612
熊本県環境保全課 行

(3) 郵送の場合

郵便番号 〒862-8570
※郵便番号を記載されるだけで県庁に届きます。
熊本県環境保全課 行

5. 御意見の取扱い

お寄せいただきました御意見につきましては、後日、県の考え方をお示しし、県庁ホームページ（<https://www.pref.kumamoto.jp>）などで公表いたします。その際、住所、氏名、電話番号などの個人情報を除き、御意見の内容が公開されることを御了承ください。

なお、御意見への個別回答はいたしかねますので、予め御了承ください。たくさんの御意見をお待ちしております。

6. その他

- (1) 御意見には、日本語を使用してください。
- (2) 御意見用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や添付資料が多い場合などは、大変お手数ですが、併せてその要旨を添付いただき、郵送により御提出ください。

熊本県環境生活部環境局環境保全課
〒862 - 8570
熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
TEL:096-383-1111(代表) 内線 7334・7327